

セルフヘルプ相談室運営要領

1 目的

神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」）が、かながわ県民センター12階に「セルフヘルプ相談室」を設営し、保健福祉の課題をかかえる当事者を主とするメンバーによる自主的なグループ（以下「グループ」）が行うピアサポート等の利便を提供することを目的とする。

2 利用対象グループ

以下の条件を満たすグループとする。

- (1) 主として共通の悩みや問題を抱える当事者が自主的に活動を行っていること。
- (2) 12階セルフヘルプ活動コーナーを概ね3ヶ月に複数回利用すること。
- (3) 政治又は宗教活動をグループの目的としていないこと。

3 相談室の機能

- (1) 個別相談（電話・来所）。
- (2) ミーティング（当事者の参加による気持ちの分かち合いや情報交換など、ピアサポートを目的としたミーティング）。※グループの運営に関する打合せ等は除く。
- (3) 上記（1）（2）の実施にあたってはいずれも無料とする。

4 利用期間

利用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、継続利用は妨げない。

5 利用グループの決定

- (1) 利用を希望するセルフヘルプ・グループは、所定の用紙に必要事項を記入の上、申込をする。
- (2) 申込にあたっては、グループの活動内容がわかる書類を添付しなければならない。
- (3) 県社協は、利用の可否についてグループに対し通知する。
- (4) 空きがあれば、随時申込を受けるとする。

6 利用条件

- (1) 相談室の利用にあたっては、午前・午後・夜間の各枠を1枠とし、1グループにつき、月5枠を利用の限度とする。
- (2) ただし、単発での利用に限り、利用を希望する日の当月の前月1日の状況において、空室がある場合には相談室を利用できる。
- (3) 災害等により、相談室の管理に支障が生じる恐れがあるとして、県社協 地域福祉推進担当（かながわボランティアセンター）が予め利用中止と判断した場合は、その判断に従う。
- (4) その他の事情が生じた際は、事務局と協議・調整する。

7 利用の停止

利用方法を著しく逸脱した場合、利用を停止することができる。

附則

- 1 この要領は、平成21年4月1日より施行する。
- 2 セルフヘルプ相談室運営要領（以下「旧要領」）は、廃止する。
- 3 この要領施行の際、現に旧要領により相談室を利用していた場合は、その利用期間が終了するまでの間、旧要領の規定を適用する。
- 4 この要領は、平成22年12月28日より施行する。
- 5 この要領は、平成24年4月10日より施行する。

- 6 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 7 この要領は、平成 28 年 4 月 26 日より施行する。
- 8 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 9 この要領は、平成 30 年 11 月 16 日より施行する。